

COMPLIANCE GUIDANCE

コンプライアンス・ガイダンス(第7版)
【管理者用】

より精強で信頼される防衛省・自衛隊を目指して

防衛監察本部

令和4年1月

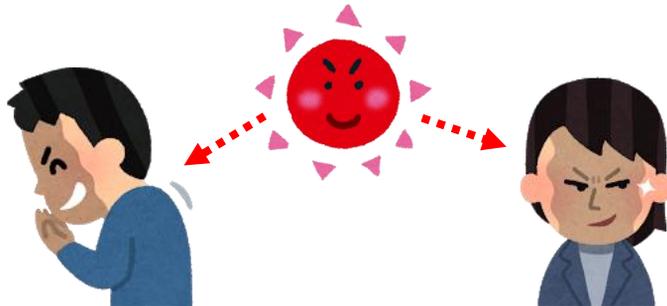
コンプライアンス・テスト

【あなたの行為は】

1 家族に胸を張って話せますか？



2 見つからなければ大丈夫 とっていませんか？



3 国民としてニュースで見聞きしたらどう思いますか？



巻頭言

我が国を取り巻く安全保障環境が年を追うごとに厳しさを増し、様々な大規模自然災害が全国各地で度々発生している今日、「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つ」という防衛省・自衛隊の役割は益々重要性を増しています。

防衛省・自衛隊がその役割を十分に果たすためには、ただ我々が精強であるだけでなく、我々が国と国民を守るために努力を惜しまない組織であることに対する国民の信頼と期待が不可欠です。

そのためには、防衛省・自衛隊が、高い倫理観と使命感を持ち、法令等を遵守し、対外的にも対内的にも誠実に任務を果たす組織でなければなりません。

自分達は困難な任務の遂行に全力を傾けているから些細な問題には構ってられないといった考え方は、明らかに誤りであり、コンプライアンスが守られていない組織では、本来の任務にいかにも努力しても、社会から信頼も評価も得られず、隊員の努力を無にすることになることを自覚しなければなりません。

社会のあらゆる組織でガバナンスの確立が重要な課題になっていますが、コンプライアンスはしっかりしたガバナンスを実現する第一歩です。

コンプライアンス・ガイダンスは、多くの具体的事例や教訓を掲載しており、コンプライアンスについて知り、意識を高めるための重要なツールです。

また、ガバナンスは、単に組織管理者だけが担うものではなく、一般隊員や中堅隊員など、組織に属する全ての者が、職種・立場を問わず、それぞれの立場で、より良い組織の在り方について考え、取り組む必要があることから、ガイダンスについても管理者用と一般隊員用とを作成しています。

この度改訂した第7版では、パワー・ハラスメントの厳罰化や新型コロナウイルスで突き付けられた感染症対策等について、新たに記述を追加するなど、より今日的な内容としています。

是非コンプライアンス・ガイダンスを最大限に活用し、防衛省・自衛隊のガバナンスを揺るぎないものにし、強靱な組織を構築するのに役立てていただきたいと思っております。



防衛監察監
小川 新二

令和4年 月

はじめに

1 防衛監察本部の役割

防衛監察本部は、防衛施設庁官製談合事案、情報流出事案等の不祥事により、防衛省・自衛隊に対する国民からの信頼を著しく損ねる事態となったことを踏まえ、平成19年9月、大臣直轄の特別の機関として設立され、独立した立場からの監察により、不正や非違行為の未然防止等に努めてまいりました。

さらには、不正や非違行為の未然防止等を推進するため、遵法精神や倫理観といったコンプライアンス意識の浸透にも努めており、各部隊・機関等におけるコンプライアンスに係る講習のほか、平成19年11月からコンプライアンス・ガイダンスを発刊しています。

2 コンプライアンスに関する職責

コンプライアンスに関する意識の徹底、不適切な部下の指導及び自殺事故の防止並びに情報公開関係業務及び行政文書の管理の適正な実施のための措置の徹底について（通達）（防官文第6443号。26. 5. 8）において、大臣官房長、各局長、施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、各地方防衛局長及び防衛装備庁長官は、防衛監察本部の協力の下、コンプライアンスに関する意識の徹底を図るための教育を実施すると規定されています。

3 コンプライアンス・ガイダンスの概要

(1) 作成の目的及び構成

本資料は、防衛省・自衛隊におけるコンプライアンス意識の浸透を図ることにより、不祥事の未然防止を図るため、全ての隊員が業務を実施するにあたり常に意識していただきたい内容を簡易に確認できるよう集約・整理したものです。

第7版の主な改訂内容は、令和2年3月に罰則が強化されたパワー・ハラスメントに関すること、再就職規制の違反事例及び新型コロナウイルスで喫緊の課題となった感染症対策等について、更新しています。

(2) 区分及び対象

コンプライアンス・ガイダンスは、管理者用と一般隊員用に区分して作成しています。管理者用は防衛省の各組織の長、部課長及び各級指揮官を念頭に、一般隊員用はそれら管理者を除く隊員を対象としています。一般隊員でも、コンプライアンスとそれに対する取組みなどについて、更に知りたい方は、管理者用ガイダンスを是非参照してください。

なお、防衛省には一般職の職員も在籍していますが、規則の名称等を除き、本文中においては「隊員」に表記を統一しています。

(3) 管理者用

各機関の管理者が業務に当たり常に意識していただきたい内容を整理したものであり、また、朝礼・終礼時の教育や各種研修・教育等を行う際の教材として活用することも念頭に置いています。

内容は、次の4項目で構成されています。

ア コンプライアンスについて

防衛省・自衛隊におけるコンプライアンスの意義・取組の重要性、注意すべき行為等について記述しています。

イ 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

防衛省・自衛隊における不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等について記述しています。

ウ 過去の違反事例

どのような行為が違反に該当するのかをイメージできるように防衛省・自衛隊において、過去に発生した事例を紹介しています。

エ 管理者が特に認識すべき事項

管理者が行う各種点検項目、隊員に義務付けられている各種教育等及び防衛省における各種強化月間・週間等について記述しています。

オ 参考資料

公益通報等の概要、各種通報窓口及び関係法令等について記述しています。

(4) 一般隊員用

一般隊員の業務における参考資料として気軽に活用してもらえるように、管理者用の「コンプライアンスについて」及び「不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等」の一部をわかりやすくかみ砕いて記述しています。

4 配布等

防衛監察本部ホームページ上にデータ（PDF）を掲載しています。部内系又は部外系のどちらからでも閲覧可能です。部外系であれば、各自の私有パソコンやスマートフォン等にもダウンロード可能です。また、御要望に応じて、パワーポイントのデータを提供しています。

5 本資料への問合せ等

下表に示すコンプライアンス・ガイダンス主担当又は各機関等の担当まで御連絡をお願い致します。

| | |
|--------|--|
| ホームページ | 【部内系】 http://web.mod.go.jp/igo/ 【部外系】 https://www.mod.go.jp/igo/ |
| 電話 | 03-3268-3111 内線：8-6-33075(空白)主担当 8-6-33072(機関) 8-6-33073(陸自) 8-6-33074(海自) |
| FAX | 03-5227-2223 |
| 住所 | 〒162-8807 東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛監察本部 総務課 企画室 |

目 次

| | | |
|------|-----------------------|-----|
| I | コンプライアンスについて | 1 |
| | コンプライアンスとは | 2 |
| | どう取り組むべきか | 7 |
| | コンプライアンスに係る防衛監察本部の取組 | 15 |
| II-1 | 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等 | 17 |
| | 行政文書管理 | 18 |
| | 情報公開 | 25 |
| | 秘密保全 | 27 |
| | 情報保証 | 29 |
| | 個人情報保護 | 32 |
| | 自衛隊員倫理規程 | 34 |
| | 自衛隊員の再就職規制 | 38 |
| | パワハラ防止 | 42 |
| | セクハラ防止 | 48 |
| | マタハラ等防止 | 53 |
| | 入札談合・官製談合防止 | 56 |
| | 薬物乱用防止 | 71 |
| | 装備品等の管理 | 73 |
| | 海外渡航承認申請 | 77 |
| | 飲酒関連事故防止 | 79 |
| | わいせつ事案防止 | 83 |
| | 各種感染症の拡大防止 | 87 |
| II-2 | 過去の違反事例 | 90 |
| III | 管理者が特に認識すべき事項 | 131 |
| | 管理者による各種点検等 | 132 |
| | 隊員に義務付けられている各種教育等 | 133 |
| | 女性職員の活躍とワークライフバランスの推進 | 135 |
| | 防衛省における超過勤務の上限等に関する措置 | 139 |
| | 防衛省における各種推進月間等（参考） | 146 |
| IV | 参考資料 | 147 |
| | 公益通報及び公益通報者保護制度 | 148 |
| | 防衛省・自衛隊における各種通報窓口 | 150 |
| | サービスの宣誓及び倫理行動規準 | 153 |
| | 関係法令等 | 154 |